

【Q&A集】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業  
(静岡県から厚生労働省への質疑応答の内容等です。要綱は国実施要綱を指します。)

No.	質問内容	回答
1	<p>【一定の要件のもと自費で検査した介護施設等】</p> <p>国実施要綱別添1において、短期入所生活介護・療養介護が対象施設に含まれていませんが、対象外ですか。</p> <p>また、対象施設が①及び②の要件に該当する場合とするとありますが、①、②を両方満たした場合のみ対象となりますか。</p>	<p>前段は、対象外です。</p> <p>後段は、①、②を両方満たした場合のみ対象となります。</p>
2	<p>【介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等】</p> <p>下記経費は対象となるか。</p> <p>①派遣終了後、PCR検査の結果が出るまで、自宅に帰ることができない場合のホテルへの宿泊代。</p> <p>②危険手当の支給。</p> <p>③派遣期間中及び①の状況での食事代。</p>	<p>①「職員派遣に係る宿泊費」として差し支えありません。</p> <p>②対象となります。</p> <p>③派遣されなくても摂るため対象とはなりません。</p>
3	<p>【事業全体】</p> <p>令和2年度の同様の事業においては、ICT機器の購入等も認められていたが、本事業では対象経費として認められないのですか。</p>	<p>補助金の対象経費としては認められません。</p> <p>原則、国実施要綱に記載された経費のみ補助金の対象となります。</p>
4	<p>【居宅サービスを提供する通所系サービス事業所】</p> <p>国要綱に「代替サービス提供期間の分に限る。」とありますが、感染が収まれば終了となるのですか。そのサービスを継続していれば、対象となるのか確認したい。</p>	<p>通常は、感染状況が終了してくれば、代替サービスも終了することとなります。</p> <p>終了後も代替サービスをある程度継続して提供している場合は、その必要性を説明する必要があります。</p>
5	<p>【事業全体】</p> <p>令和2年度では、緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等も補助対象となっていました。令和3年度においても補助対象となるのでしょうか。</p> <p>※要綱に記載はありません。</p>	<p>事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。</p>
6	<p>【感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等】</p> <p>例えば感染者が特養（2階）で発生した場合、同一建物内に通所（1階）、ショート（2階）があり、従事者の休憩場所が同じ、事務室が同一等職員間で行き来があり、事業所の消毒・清掃、不足が見込まれる衛生用品を購入した等の実態があれば、令和2年度の国1次補正と同様、特養、ショート、通所の事業所で補助金を申請することは可能ですか。</p> <p>それとも、令和3年度は、発生した事業所のみ対象ですか。</p>	<p>同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所として見なすことが出来ます。</p>
7	<p>【施設内療養】</p> <p>要件を満たし、この補助を受ける場合、介護報酬も算定できますか。</p>	<p>算定可能です。</p>
8	<p>【施設内療養】</p> <p>要件を満たし、発症し入院に至るまでの間に、亡くなった場合も亡くなった日まで一日1万円の補助を申請して良いですか。</p>	<p>算定可能です。</p>
9	<p>【施設内療養】</p> <p>入院までの間、調整期間として施設にいた場合、対象になりますか。（病床がひっ迫してなくても入院調整に時間が掛かる場合があります。）</p>	<p>施設内療養の期間に関わらず、やむを得ず施設内療養することとなり、実施要綱に定める①～⑤を実施したのであれば、補助対象となり得ます。</p>
10	<p>【基準単価】</p> <p>サービス付き高齢者住宅の基準単価は「定員」、「戸数」のどちらですか。</p>	<p>「戸数」で算定してください。</p>
11	<p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>「⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」とありますが、衛生用品の範囲はありますか。</p> <p>例えば、空気清浄機や使い捨て食器も対象となりますか。</p>	<p>マスク、手袋、ガウン、アルコール消毒液が例として挙げられます。</p> <p>使い捨て食器は、補助対象として差し支えありません。</p> <p>空気清浄機は衛生用品ではないため、対象経費として認められません。</p>

【Q&A集】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業  
(静岡県から厚生労働省への質疑応答の内容等です。要綱は国実施要綱を指します。)

No.	質問内容	回答
12	<p>【居宅サービスを提供する通所系サービス事業所】</p> <p>利用者が新型コロナウイルスに感染することを恐れ、自主的に通所サービスの利用をやめた場合でも、国の実施要綱3(1)ア(イ)に記載された要件を満たせば、補助金の対象となりますか。</p>	<p>国の実施要綱3(1)ア(イ)に記載された要件を満たした上で、利用者のニーズに対応するため、通所サービスから訪問サービスに切り替えた場合も補助対象となります。</p>
13	<p>【病床ひっ迫】</p> <p>要綱【別添2】の3 助成の要件及び内容(1)の病床ひっ迫等によりの「等」について確認です。</p> <p>例えば、クラスターが発生した老健で、認知症の入所者が陽性者となりました。その地区で入院できる病院がない訳ではありませんが、発症していないためDMATの指示もあり、引き続き老健での療養となりました。DMATの指示に基づき、ゾーニング等の①から⑤は実施しています。この場合、補助金の対象となりますでしょうか。</p>	<p>「等」については、保健所から入所継続の指示があった場合も含まれるため、保健所に入院を依頼した上で、当該指示を受け、必要な体制を確保しつつ、ゾーニング等の①～⑤を実施した場合は、補助対象と考えて差し支えありませんが、DMATの指示のみにより施設内療養を行った場合は対象となりません。</p>
14	<p>【事業全体】</p> <p>3 事業内容(1)イ(ウ)アの連携支援に関する経費に「損害賠償保険の加入費用」とありますが、派遣職員の怪我や感染した場合の補償を対象とした保険も対象となるのでしょうか。</p> <p>※令和2年度の国一次補正のQ&amp;A No.191では、「事業の実施に必要な保険であれば対象として差し支えありません。」との回答でした。今年度は、対象経費は限定列举とのことですので、確認させてください。</p>	<p>実施要綱上では、損害賠償保険に限定しているため、(傷害保険は)補助対象外となります。</p>
15	<p>【職場環境復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用・感染者が発生した事業所が事業所の消毒を行い、その後、抗ウイルスのコーキング処理を室内に施した場合、補助金の対象となりますでしょうか。</p>	<p>補助対象外です。</p>
16	<p>【新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等】</p> <p>対象経費に「割増賃金・手当」とありますが、時間外手当だけではなく、危険手当も対象になりますか。</p> <p>例えば、時間給に割増率を乗じて割増率分を危険手当とできますか。</p>	<p>「割増賃金・手当」には危険手当も含まれます。</p> <p>例の場合、割増率分が危険手当となります。時給(基本給)分は対象とはなりません。</p> <p>ただし、緊急雇用により新たに雇用された職員は時給及び割増率分が対象となります。</p>
17	<p>【利用者又は職員に感染者が発生した事業所】</p> <p>例えば、職員に濃厚接触者が3人(特養1、デイ1、居宅1)が発生しました。</p> <p>デイと居宅は同一敷地内の別建物ですが、食堂が共有です。特養は道路を挟んだ敷地で食堂等共有はしていません。</p> <p>職員は感染者でなく濃厚接触者なので、職員に複数名発生し、職員に不足が生じた場合、補助金の対象となっています。この場合の複数名とは、デイ1、居宅1でも良いのか、デイ、居宅で各複数名でなければならないのか。</p>	<p>職員に濃厚接触者が複数発生した場合、その事業所と同一空間を共有している事業所についても、職員に濃厚接触者が複数発生した場合と見なして差し支えありません。</p> <p>また、複数の併設事業所合わせて職員複数名で補助対象として差し支えありません。</p>
18	<p>【一定の要件に該当する自費検査費用】</p> <p>要綱別添1中「※感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。」とありますが、行政検査の対象とならなかった職員、利用者に対して施設独自に検査を行った結果、その中から感染者が発生した場合も補助金の対象とならないとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>感染者が発生した以降の施設等で行った検査は、補助金の対象となりません。</p>
19	<p>【連携する事業所】</p> <p>対象経費に「割増賃金・手当」とあります。</p> <p>応援職員を派遣するため、派遣元の既存の職員に時間外が発生する場合、時間外手当を対象経費として良いか確認させてください。</p>	<p>対象経費として差し支えありません。</p>

【Q&A集】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業  
 (静岡県から厚生労働省への質疑応答の内容等です。要綱は国実施要綱を指します。)

No.	質問内容	回答
20	介護療養型医療施設でクラスターが発生し、その後、同一敷地内にある病院でもクラスターが発生しました。 同一法人経営であるため、感染性廃棄物や不足が見込まれる衛生用品を一緒に購入したため領収書等証拠書類は1枚しかありません。 この場合、医療の補助金と重なりがなく、明確な基準（感染者数等）で按分されていて、その算定方法が明記されていれば、補助金として支出しても問題ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。補助金の二重計上とならないこと、単純に半分で按分するのではなく客観的かつ合理的な基準で按分するのであれば差し替えがありません。
21	国実施要綱【別添3】※1に介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は～とありますが、添付資料中「その他の生活支援サービス」や「一般介護予防事業」は該当せず、また、通所型サービスと訪問型サービスにおいても対象は「指定事業所」であり、委託や補助は対象とならないでよろしいか確認させてください。	お見込みのとおり。
22	補助金の対象経費として、基本給は含まれますか。 例えば、感染者が発生し、他事業所（本社含む）から職員を派遣してもらった場合、応援派遣職員の基本給は補助金の対象となりますか。	新たに雇用する職員に対する基本給以外は、基本給を補助することはできません。
23	【補助金の趣旨について】 「新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者が発生した場合、様々なかかり増し経費が発生することは承知していますが、発生した経費全てに対して補助をするのではなく、サービス提供体制を確保するために、人材の確保、職場環境復旧・整備に関する要綱に記載のかかり増し経費（限定列举）に対して補助する。」との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	施設において感染者が発生した場合、ゾーニングにかかる費用は補助金の対象となりますか。 物品の購入は、在庫の不足が見込まれる衛生用品との記載が要綱にありますが、対象となる場合、衛生用品以外でどのような物品（例えば、パーテーションや壁を作成する場合の材料（軽量鉄骨、ボード等））が想定されますでしょうか。	ゾーニング費用やパーテーション等の備品購入費については、補助対象外の経費となります。
25	要綱【別添1】について確認させてください。 例えば、施設で感染者は発生していませんが、職員が濃厚接触者となった場合、職員の検査費用は補助対象外と考えますが、その職員と一緒に勤務していた職員の検査費用は要件を満たしている場合、要綱【別添1】の補助対象となるのでしょうか。	要件を満たしている場合であれば、自費検査費用を補助対象として差し支えありません。 「濃厚接触者の職員と一緒に勤務していた職員」というだけで一律対象外とはなりません。職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される一斉検査は対象外となりますので、当該濃厚接触者の勤務実績を確認するなど、他の職員の中でも感染疑いのあるか否かを適切にご判断していただければと思います。